

市営建設工事に係る指名停止等措置基準

平成 17 年 6 月 6 日

告示第 17 号

改正平成 18 年 4 月 28 日告示第 72 号 改正平成 19 年 3 月 26 日告示第 49 号
改正平成 19 年 6 月 27 日告示第 117 号 改正平成 19 年 12 月 28 日告示第 159 号
改正平成 29 年 11 月 20 日告示第 135 号 改正平成 30 年 4 月 3 日告示第 158 号
改正令和 2 年 4 月 7 日告示第 73 号

(趣旨)

第 1 この基準は、市営建設工事の適正な施工を確保するため、市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止等の措置基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 市長は、資格者(市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程(平成 17 年宮古市告示第 15 号。以下「資格等規程」という。))第 6 条に規定する資格者をいう。以下同じ。)が別表第 1 及び別表第 2 (以下「別表」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、同表に定める適用基準の期間により指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、特に重大と認められる事案については、あらかじめ宮古市営建設工事請負資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長が第 1 項の指名停止を行ったときは契約担当者(宮古市財務規則(平成 17 年宮古市規則第 66 号)第 2 条第 10 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第 3 市長は、第 2 第 1 項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、第 2 第 1 項の規定により共同企業体又は事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該共同企業体又は事業協同組合等の資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体又は事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、第 2 第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体又は事業協同組合等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 資格者が一の事案について別表に掲げる 2 以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の資格者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

(2) 同一の資格者が、同時期に、別表の措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の資格者が、指名停止の期間中に、別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

3 市長は、資格者が独占禁止法違反において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

4 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

5 市長は、資格者について極めて悪質な理由があるため、又は資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

6 前2項の規定において、特に重大と認められる事案については、あらかじめ審査委員会の意見を聴くものとする。

(指名停止期間の変更等)

第5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由があることが明らかとなったときは、別表及び第4各項に定める期間の範囲内で審査委員会の意見を聴いたうえ指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の効力)

第6 指名停止の期間が資格等規程第8条に規定する名簿の有効期間(名簿の有効期間の経過後新2年度に係る名簿が作成されるまでの期間を含む。)を超える場合においては、資格者が引き続き名簿に登録されたときは、当該指名停止は、なお効力を有する。

(指名停止の通報)

第7 市営建設工事を所管する課長は、その分掌する事務に関して資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、又は第5各項のいずれかに該当する理由が生じたときは、遅滞なく指名停止事由通報書(様式第1号)により契約管財課長に通報するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第8 市長は、第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、又は第5第1項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し遅滞なくそれぞれ指

名停止通知書(様式第2号)、指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は指名停止解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 契約管財課長は、市長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、指名停止等通知書(様式第5号)により関係課長に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が市営建設工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

4 第1項に係る通知の公表については、契約管財課に備え付けの書類を閲覧の方法で公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9 契約担当者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10 契約担当者は、指名停止の期間中の資格者が市営建設工事を下請し、若しくは受託することを認めてはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(公共工事からの暴力団排除)

第12 この基準に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年6月6日から施行する。

2 この告示の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の市営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成14年宮古市告示第17号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成20年1月1日から施行する。

2 この告示による改正後の市営建設工事に係る指名停止措置基準の規定は、この告示の施行の日以降に適用し、有資格者が改正前の市営建設工事に係る指名停止措置基準の別表第2の措置要件各項のいずれかに該当する場合は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月7日から施行する。

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
（虚偽記載） 1 市営建設工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加申込書及び競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	（1）開札後から工事施工着手前において落札候補者又は落札者若しくは請負者（以下「落札候補者等」という。）から虚偽の記載について報告があった場合など、落札候補者等の引き渡された工事的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が認められるとき。 （2）開札後から工事施工着手前において市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、落札候補者等の契約不適合が大きいと認められるとき。 （3）工事施工着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 （4）工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、請負者の故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。 （5）工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、請負者の故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。 （6）文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに請負者の故意性が認められる事実があるとき。	1 月 2 月 3 月 4 月 5 月 6 月
（過失による粗雑工事） 2 市営建設工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	（1）工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 （2）工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、市への報告が遅れるなど、請負者の施工管理上の契約不適合が認められるとき。 （3）工事施工中に市により粗雑工事が指摘されるなど、請負者の施工管理上の契約不適合が大きいと認められるとき。 （4）工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 （5）完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	2 月 3 月 4 月 5 月 6 月
3 市内における工事で次に掲げるものの施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 （1）市が出資している公社等、国、県又は公団等が発注した工事 （2）（1）以外の公共的団体が発注した工事で市が指導監督の責務を負っているもの	ア 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 イ 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 ウ 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	1 月 2 月 3 月
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、市営建設工事の施工に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	（1）契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。 （2）完成工期が遅れるなど、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。 （3）一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。	2 月 3 月 4 月
（公衆損害事故） 5 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	（1）安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 （2）安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。 （3）安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。 （4）安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。 （5）安全管理上問題があり1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。 （6）安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1 月 2 月 3 月 4 月 5 月 6 月
6 市内における工事で市営建設工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	（1）安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせた場合又は公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 （2）安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。 （3）安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは3名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1 月 2 月 3 月
（工事関係者事故） 7 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められるとき。	（1）安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。 （2）安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。 （3）安全管理上問題があり1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。 （4）安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1 月 2 月 3 月 4 月
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	（1）安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。 （2）安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは4名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1 月 2 月
（入札） 9 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、市営建設工事の入札等の事務の執行当たり、円滑な執行を阻害する行為が認められるとき。	（1）威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。 （2）入札心得に違反し、入札参加者として不適当とみなされるとき。 （3）落札者が契約を締結しなかったとき。	1 月 2 月 3 月

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第 198 条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 月
(独占禁止法違反) 2 業務に関し、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められとき。	次の (1) から (4) までの掲げる場合等において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する事実が判明したとき。 (1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕	12 月
(談合又は競売入札妨害) 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第 96 条の 3 に定める談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 月
(建設業法違反行為) 4 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 宮古市の区域 (2) 宮古市を除く区域	ア 指示処分がなされたとき。 イ 営業停止処分がなされたとき。 ウ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 オ 一般役員等又は使用人が市営建設工事に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 カ 代表役員等が市営建設工事に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 ア 指示処分がなされたとき。 イ 営業停止処分がなされたとき。 ウ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいとみとめられるとき。 エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 オ 一般役員等又は使用人が市営建設工事に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 カ 代表役員等が市営建設工事に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	2 月 3 月 4 月 6 月 8 月 9 月 1 月 2 月 3 月 5 月 7 月 9 月
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 宮古市の区域 (2) 宮古市を除く区域	ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。 イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 エ 一般役員等又は使用人が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 オ 代表役員等が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。 イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 エ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	2 月 4 月 6 月 8 月 9 月 1 月 3 月 5 月 7 月 9 月
6 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 宮古市の区域	ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件	4 月

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(2) 宮古市を除く区域	に該当するとき。	
	イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6 月
	ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	8 月
	エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9 月
	ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。	2 月
	イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	4 月
	ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	6 月
	エ 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員が公共機関発注の事業に関連し、懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が特に重大であると認められるとき。	8 月
	オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9 月

第 号
年 月 日

契約管財課長 あて

所属長 印

指 名 停 止 事 由 通 報 書

市営建設工事に係る指名停止等措置基準第7の規定により下記のとおり通報します。

記

資格者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
発 生 日 時		
発 生 場 所		
内 容		

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 に対し下記の理由により、市営建設工事の指名競争入札について次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

業者の商号又は氏名	
指 名 停 止 の 期 間	始期 年 月 日から 終期 年 月 日まで
指 名 停 止 の 理 由	
備 考	

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 に対し、市営建設工事の指名競争入札に係る指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止の期間を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで
- 2 変更後の指名停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで
- 3 変 更 の 理 由

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 に対し、市営建設工事の指名競争入札に係る指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。

記

指名停止解除年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

関係所属長 様

契約管財課長

指 名 停 止 等 通 知 書

下記資格者について、市営建設工事の指名競争入札に係る指名停止(指名停止期間の変更、指名停止の解除)をすることとしたので通知します。

業 者 の 商 号 又 は 氏 名	
指名停止(変更後の指名停止)の期間	始期 年 月 日から 終期 年 月 日まで
指名停止の解除年月日	年 月 日
指 名 停 止 等 の 理 由	